

年 月 日

様

堺 市 長

印

居住安定援助計画認定取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 56 条の規定により、認定を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
住 宅 の 名 称	
住宅の所在地	
取消しの理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。